

第1983回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和6年6月6日(木) 午前10時開会
午前11時16分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、佐藤副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、高田義務教育指導課長、杉田高校教育指導課長、中阪高校教育指導課指導主事、竹野谷県立学校人事課長、加山県立学校人事課主任管理主事
平野書記長、小島書記、三橋書記、大久保書記、星野書記、縣書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、戸所委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第45号議案から第47号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 報告事項

ア 小・中学校等における学力向上施策について

高田義務教育指導課長（提出理由、児童生徒の学力の現状と課題、学力中位層に係る現状分析、課題解決のための手立て、令和6年度学力向上に係る支援と取組について説明）

首藤委員 埼玉県学力学習状況調査（県学調）は、一人一人の子供の学力の変化を縦断的に把握して、それを教師の指導や子供の学習に生かすという、全国でも広がりつつある大変優れた取組だと思っております。質問ですが、資料2ページにある左の図の濃い青線と一番下の薄い青線は、濃い青線が上位25パーセント、薄い青線が下位25パーセントを示していると理解してよろしいでしょうか。

高田義務教育指導課長 一番上の青線と2番目の赤線の間に入る子供たちが上位25パーセントになります。また、一番下の薄い青線と下から2番目の紫線の間に入る子供たちが下位25パーセントになります。

首藤委員 学力を層に分けて、学力中位層にいる子供たちの学力の伸びが小さいというか、そういうところに着目して焦点を当てた指導を考えていくことで、中位層にだけアプローチをするのではなく、上位層や下位層にもアプローチしていくという理解でよろしいでしょうか。

高田義務教育指導課長 御指摘のとおりです。今、特に課題があるのは中位層と考えておりますが、全ての学力層にアプローチしていくことを考えております。

首藤委員 県学調は大変優れた取組なので、是非続けて分析をしていただければと思います。

坂東委員 中位層は課題が簡単になりすぎているから伸びが今一つ、という説明がありました。課題が簡単だと問題が解きにくいというより、一般的には難しいからできないのかなと考えてしまいます。上位の子供たちにも同じ課題を出していて、上位の子供たちは課題が簡単でも解けていますよね。どういう意味で、簡単になりすぎているから伸びないと分析されたのでしょうか。

高田義務教育指導課長 課題が簡単になりすぎているというのは、例えば先ほど御説明した「13-9」の話で言いますと、算数や数学は計算式が並んでいる1問

1 答形式のものがありますが、中位層の子供たちは1問1答の課題については答えられます。一見、理解できているように見えるため、教員からすればより下位層の子供たちの方に目が向きがちになり、下位層の子供たちには手厚く指導するけれども、中位層の子供たちは、そこから先のより思考を深めるような、日常生活の課題解決につながるような深い問題の理解に至っていないのではないかと我々は分析をいたしました。

坂東委員 問題はいろいろな種類があって、簡単な計算式もあれば考えながら解く問題もあり、もしかすると中位層は機械的に解く課題については問題がないけれども、主体的・対話的で深い学び（主対深）ができていないと解けないような問題については、正解率が低いという理解でよろしいでしょうか。

高田義務教育指導課長 県学調で言えば、レベルが高いところの問題まで十分に解けていないということになります。

坂東委員 下位層の子供たちは、全体的には学力のレベルは低いけれども、いろいろなレベルの問題が解けるよう実力が上がってきている傾向はあるのでしょうか。

高田義務教育指導課長 下位層の子供たちは、教員の指導の手厚さなども一つの要因かと思いますが、学力を伸ばしております。

日吉教育長 この学習課題というのは、単なるテストだけではなく、日常的な授業において生徒に提示する学習課題という理解でいいですね。ある程度、少し背伸びをさせながら指導をすることも大事だということをおっしゃっているのですよね。

高田義務教育指導課長 はい。

戸所教育長職務代理者 小・中学校の中位層が伸びていないというお話ですが、資料を見ると、ほとんど小学校を中心に書かれています。どうして小・中学校ともに伸びていないと言えるのでしょうか。もう一つは、県学調はとても良い取組で、だいぶ前から取り組まれていますよね。そうすると、小学校、中学校の勉強で学力を高める、深い学びをするというのは、当然のことながら将来社会に出て生かすためのベースですよね。そういう意味では、追跡調査ができると思いま

す。グラフでは確かに中位層は伸びが小さいと思いますが、社会人や大学生になったときにどうだったのか、中学校を出た後の2、3年で伸びることもあります。追跡調査を今はやっていないかもしれませんが、見てみたいと思います。それが、最終的に我々が、埼玉県が望む形になっているかどうかというのを知りたいと思います。もう一つは、「児童生徒の「振り返り」を変える」の問題点として、思いを持って学習に取り組めていないというお話がありましたが、具体的にどのようなことなのでしょう。資料3ページの児童生徒の現状のところ、学習に対して受け身となり、「学びたい、話し合いたい」という思いを持って学習に取り組めていないとありますが、学びたい、話したいと思えば、それが思いを持つということになるのでしょうか。私は、もっと深いところに思いというのがあると思うのですが、コメントを頂けますでしょうか。

高田義務教育指導課長 まず、1点目の中学校についての分析ですが、紙面の都合がございまして小学校のみのグラフを掲載しておりますが、同じ形で中学校もグラフを作成しますと、やはり中位層の伸びが小さくなっております。2点目の追跡調査のお話でございしますが、なかなか難しい御提案を頂いたと受け止めました。県学調では、小学校から中学校までの6年間を同じ受検番号を使い紐付けてデータを取得していますが、そこから更に高校、大学、社会人という形の追跡調査になりますと、どうやってつなげていくのかというのは、かなり費用面でも、また回収率といったことでも大きな課題があると思っております。一般的には、こういった形の縦断調査と言われる個人を追い続けていく調査は、年を追うごとにどんどん回収率が下がっていき、やはり莫大な費用もかかるので、そういった調査ができれば有意義とは思いますが、なかなか予算面などを考えると課題は大きいかと思いますが、今後の研究とさせていただきたいと思っております。3点目の思いを持って学習に取り組めていないについてですが、例えば5ページに、主対深の視点による質問調査を活用した授業改善ということで、今回このような質問調査、アンケート項目を整理いたしました。例えば、9番目の深い学びのところでは、授業で学んだことを日常の生活に生かせると感じたことといった、学んだことが次の自分の課題解決につながるといった部分が、やはり少し弱いのかなと

いうところで、中位層については特にこの深い学びの部分、7番でいうと「授業を通して学んだ内容について、更に詳しく知りたい、学びたいと思ったこと」このような項目についてアンケート結果が向上してくると、より中位層の学力向上につながっていくと考えております。

戸所教育長職務代理者 2点目については、確かに難しいところもあると思うのですが、最終的には社会人として子供たちがどう立派に成長していくのかが一番の目的なので、費用の問題や大変な問題もあるのですが、例えば、何人かピックアップして行っていくとか、そのようなやり方はできると思いますので、是非検討していただきたいと思います。3点目についてですが、今説明していただいたように、例えば日常生活で生かしたいとか生かせると感じることが、思いを持つことにつながるとは思います。それに対して日常生活で生かせると感じさせるようにするにはどうしたらいいのかということ、リンクさせて対策を考えていただきたいと思います。例えば、先生がどういう風に教えていくのがいいのか、あるいは生徒がどういう風に学んでいくのか、先ほどの説明では、学力向上プロジェクト教員を学校に配置して、先生方のレベルを上げるという話もありましたが、是非、どんどん学んで生かしていけるような、感じさせるような授業を具体的にスタートしていただきたいと思います。令和6年度は実際にスタートしていますので、考えとして少し入れていただきたいと思います。

小林委員 資料2ページの右側のグラフで、中位層の学力の伸びが徐々に年を追うごとに左側にずれているところを見まして、令和5年度に6年生だった子供たちとそれ以前に6年生だった子供たちの学習環境を考えると、ちょうどコロナ禍で分散登校が始まる頃に、1、2年生ぐらいで入ってきているというところと、中学生もそうですが、その辺りからICT機器を使って学習を進めてきており、そういう部分が今までと違ってきています。その辺りを分析のときに、項目として入れられているのかが保護者として気になります。やはり、ここ5年くらいで、子供たちがそれ以前と学習環境が大きく変わる中で、その時できることをやってきているところではありますが、その辺りの影響が少なからず出てしまったのではないかと個人的には感じましたので、分析に項目が入っていたのかどう

かということと、入っている、入っていないにかかわらず、学力の伸びがもう少し伸びてほしい中位層をこれからどうやって育てていくのか考えをお聞かせください。

高田義務教育指導課長 まず、コロナ禍の影響ですが、令和3年度に大学で県学調のデータを使って分析していただきまして、その結果では、コロナ禍による学力への影響は見られなかったという分析を頂いております。ただ、その時点での分析ですので、今後、中長期的に見たときに、コロナ禍を経た子供たちは過去の世代の子供と違うのかといったところは、まだ注視の必要があると思っております。2点目のICT関係、GIGAスクール構想ということで、令和3年度から1人1台端末が入りましたけれども、ICT活用による学力への影響につきましては、国の全国学力・学習状況調査で、国が令和4年度時点を分析したものがございます。分析では、ICT端末の活用状況は各学校によって差があるので、週1回以上使っている学校とそうではない学校分を比較したときに、週1回以上使っている学校分の方が学力、また学習意欲に対して正の相関関係があるというデータはございますので、ICT機器を使い始めたことによって学力に対して負の影響があるという調査は、私ども今の時点では承知はしておりませんが、こちらもその時点での調査ですので、今後も影響については見ていく必要があると考えております。

日吉教育長 まさに戸所委員の、児童生徒の学びたい、話し合いたいという思いを学力向上と結び付ける御指摘はそのとおりだと思います。学校では、現在、教科横断であるとか、総合的な学習探究といったものにも取り組んでおりまして、そもそも何で、どうして学ばなくてはいけないのかという、学習の動機付けみたいなものが非常に重要だろうと思っているところです。そういったものも活用しながら、引き続き、学習の意欲を高めていきたいと思っております。小林委員のおっしゃられた、一つ着目をして、それに取り組むということは、そのとおりだと思います。今回、行政としての視点を変えるという説明をさせていただきましたけど、やはり我々としてもPDCAサイクルをしっかりと回していくために、一つの仮説を持って何かに取り組んでいくということが重要だと思っております。今回は、

これまでの分析の中から中位層というところに一つ視点を当てて、ここに一つ取組がいがあるのではということ仮説を立てて、今年やっ払いこうと思っています。また、今後しっかり検証させていただきます、改善に結び付けていきたくと思っます。

イ 令和6年度埼玉県教科用図書選定審議会の答申（第2次）について

高田義務教育指導課長（提出理由、答申事項について説明）

櫻井委員 資料10ページの表で、カッコ内の数字は分かるのですが、例えば領域別教材数等のところで書かれているのは何の数字でしょうか。教材数、1年、東書に書かれている55というのは何の数字でしょうか。

高田義務教育指導課長 教科書の中を通してカウントしたときの教材の数になります。カッコ内は、本編とは別の資料編などの部分をカウントしたときの教材数です。

櫻井委員 その表の下に書かれている①の数字は18となっていますが、それは、18個言葉の特徴や使い方に関する事項の教材が入っているという理解でよろしいでしょうか。

高田義務教育指導課長 そのとおりです。

櫻井委員 この数字によってうんぬんではなく、中身が問題であって、これは単なる物理的數字であるということでしょうか。

高田義務教育指導課長 おっしゃるとおりです。何かこの数字の数によって、教科書について優劣を付けるというものではございません。あくまで、各社の特徴として領域別にこういった数になっているというものを客観的に整理した資料になっております。

(3) 次回委員会の開催予定について

6月18日（火）午前10時

< 非公開会議結果 >

議事

第 4 5 号議案 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について 上程
産業教育振興法、埼玉県地方産業教育審議会条例及び埼玉県地方産業教育審議会規則の規定に基づき、埼玉県地方産業教育審議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第 4 6 号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った県東部地区の県立高等学校の男性教諭（24歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 4 7 号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った県東部地区の県立高等学校の男性教諭（35歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。